

南海トラフ地震臨時情報発表時の県の対応について



時間差をおいて発生する南海トラフ地震

「南海トラフ地震臨時情報」

大規模地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合に気象庁が発表

想定震源域内のプレート境界において **Mw8.0以上の地震**が発生した場合

南海トラフ**東側**で大規模地震(M8クラス)が発生



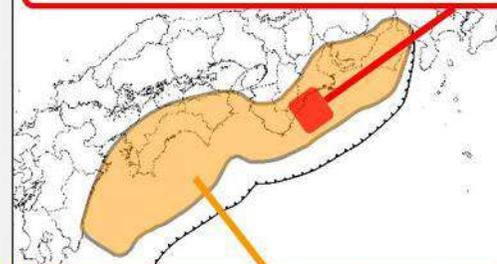
臨時情報(巨大地震警戒)

<時間差をおいて発生した過去の地震>



想定震源域及びその周辺において **Mw7.0以上の地震**が発生した場合

南海トラフで地震(M7クラス)が発生



臨時情報(巨大地震注意)

※過去の「臨時情報」の発表

R6.8月	臨時情報(注意)	日向灘地震(Mw7.0)
R7.1月	臨時情報(調査中)	日向灘地震(Mw6.7)

R7.12月青森県東方沖地震に伴い「後発地震注意情報」



南海トラフ東側でM8クラスの地震が発生した場合

南海トラフ地震臨時情報(警戒)



【東海地方等で想定される状況】(国の被害想定)

- 静岡県、愛知県、三重県で震度7
- 建物全壊棟数 最大約684,000棟
死者数 最大約73,000人
(うち津波による死者数 最大約29,000人)

発災直後に
想定される
県内の状況

- 県内の最大震度3以下、沿岸部は津波警報発表(1日程度)
- 人的被害や住家被害は限定的
- 電気、ガス、水道に影響は少ない

【通常の災害対応】

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表

後発地震
への備え
(国の計画)

- 地震発生から1週間、警戒する措置をとる。
- 1週間経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則終了するが、更に1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。
- 明らかに被災するリスクが高い事項については回避する防災対策をとり、社会全体としては後発地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持する。

【特別な対応】



臨時情報「警戒」発表時にとるべき対応

【後発地震に対する警戒措置】



県の体制
災害警戒本部(防災局長がトップ)

事前避難対象地域
地震発生後30分以内に30cm以上浸水する地域

佐伯市沿岸部

[佐伯市高齢者等避難発令]
・蒲江全域
・米水津全域
・鶴見の一部地域(下梶寄)



県の対応の方向性

○ 県が主催するイベントの対応

対象		警戒(地震発生から1週間)	注意
イベント	浸水想定区域内	○原則、中止または延期	○通常どおり実施 ※イベント開催時に避難経路等を周知するなどの安全確保を講じる
	浸水想定区域外	○開催場所、行事の内容、参加者数、参加者の性質、公共交通機関の運行状況等を勘案して総合的に判断	

○ 不特定多数が利用する県の施設の対応

対象		警戒(地震発生から1週間)	注意
公の施設	浸水想定区域内	○原則、通常どおり開館 ・避難経路、避難場所や備蓄品の確認、備品の固定化 ・利用者に対して、掲示や館内放送等による注意喚起 ・【区域内の施設】避難誘導に備え、職員の増強	○原則、通常どおり開館 ・避難経路、避難場所や備蓄品の確認、備品の固定化 ・利用者に対して、掲示や館内放送等による注意喚起
	浸水想定区域外		